

20人以下での授業が可能な教職員増と柔軟な教育課程編成で、子どもの安全と成長・発達の保障を！
『学びの保障』総合対策パッケージ』及び「学習活動の重点化に係る留意事項等について」（通知）
に関する書記長談話

2020年6月24日
全日本教職員組合
書記長 檀原毅也

文科省は、6月5日、児童生徒の「学びの保障」に関する基本的な考え方と支援策について「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の『学びの保障』総合対策パッケージ」（以下、「総合対策パッケージ」）を発出しました。また、同日、「学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について」（以下、「重点化に係る留意事項等」）通知を発出しました。

かつてない詰め込み教育をまねく恐れ

「総合対策パッケージ」は「あらゆる手段を活用し、学びを取り戻す」とし、「時間割編成の工夫、長期休業期間の見直し、土曜日の活用、学校行事の重点化や準備時間の縮減等」を例示しています。また、「これらの取り組みをおこなってもなお予定していた内容の指導を終えることが困難な場合」の「特例的な対応」として、①次年度以降を見通した教育課程編成と、②学校の授業における学習活動の重点化をおこなうことを示しています。

現在多くの学校で、一日7時間授業や放課後補習、夏季休業期間の短縮、土曜授業が計画されています。約3か月にわたる休校により人との接触が制限され子どもどうしの関係性も奪われる中で、多くの子どもたちが心身ともに不安定になっています。今大切なのは、安定した生活リズムを保ち、適度な運動や休養、睡眠等を保障し免疫力を高め、子どもたちの負担が過重にならないようにすることです。そこに「あらゆる手段を活用し、学びを取り戻す」とすることは、学習内容を詰め込み、子どもたちをいっそう追いつめることになるのではないのでしょうか。「時間割編成の工夫、長期休業期間の見直し、土曜日の活用、学校行事の重点化や準備時間の縮減等」を条件にせず、次年度以降を見通した教育課程編成をおこなうことも含めて、子どもたちの実態に応じて柔軟に教育課程を編成することを認めるべきです。

3100人の教員加配で感染防止と学びを両立できるのか？

「総合対策パッケージ」は「必要な人的・物的支援」「大規模追加配置」として、①「最終学年を少人数編成」として3100人を教員加配、②学習指導員を各校2～3名程度配置、③スクール・サポート・スタッフを未配置校に1名程度配置などを打ち出しています。

しかし、教員加配は、小学校6年生と中学校3年生に限定され、「地域の感染状況に応じて」重点配置される上、「学級を2つに分けるなど分散登校等を行う場合」と限定され、多くの県に充分配置されない可能性があります。学習指導員やスクール・サポート・スタッフの配置は消毒など感染防止のとりくみや一人ひとりの子どもたちに対応する上で重要ですが、少人数での授業の実施に対応することは困難です。加配教員や学習指導員、スクール・サポート・スタッフの追加配置の予算措置に係る国の補助割合は1/3です。都道府県・政令市の財政状況により十分に配置されない危険性があり、地方自治体へ必要な財政措置をおこなうことが求められます。

また、各校100万円～300万円の「物的体制の整備」支援は重要です。しかし、消毒液等を学校ごとに発注し購入することが困難な地域もあり、国が責任をもって必要な物品配備をおこなうことが求められます。また、感染状況に応じて追加配備をおこなうことが必要です。

教職員が子どもに向き合うことができる環境整備を

「総合対策パッケージ」が、教員免許更新の有効期間の延長や全国一斉学力テストを含む学校向け調査、委託する各種事業の実施一部見送りをしたことなどは、多くの教職員の要求であり重要な対応です。今後、教職員が子どもに向き合うことができる環境を整備するために、官制研修や各県学力テストなど押しつけられている不要不急な「教育改革」施策を精査し、中止するべきです。

また、これを機に全国一斉学力テストの中止や教員免許更新制の廃止をおこなうべきです。

家庭学習と放課後補習を押しつけ、子どもたちと父母・保護者に大きな負担

「重点化に係る留意事項等」通知は、「学習活動の一部をICT等も活用して授業以外の場で行う」とし、小6と中3の「教科書の取扱いに当たり、授業以外の場において取り扱うこととすることが考えられる活動を具体的に示すとともに、「重点化に係る考え方」を各教科等について示しました。

教科書の取扱いは、各学校の教員がその専門性にもとづいて子どもたちの実態を踏まえて工夫するものです。新型コロナウイルス感染防止のための緊急な対応であっても、文科省が教科書発行者に特定の目的で教科書の取扱いについての資料作成を求め、その資料を参考にすることを各学校に求めることは、子どもたちの実態をふまえた自主的な教育課程の編成を妨げる恐れがあります。

また、「学習活動の一部を（略）授業以外の場で行う」としていますが、学習指導要領に示された内容をすべて指導することが前提であり、子どもたちに過重な負担を課すことには変わりはありません。学校の授業でできなかった学習を補うため、家庭学習や放課後補習などを増やすこととなります。すでに文科省が家庭学習で実施した内容について「再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができるとし、学習評価の対象とすることができるとした」とあいまって、いっそう子どもたちと父母・保護者に大きな負担と不安をまねくものです。さらに、学習内容を授業以外の場でおこなうことができるものとそうでないものに切り分け押しつけることとなり、教育をいっそう歪める恐れがあります。

学習指導要領に拘束されず、柔軟な教育課程編成を

日本教育学会は、「それぞれの地域や目の前の子どもたちの実情に応じて、教育活動を柔軟にデザインしていく上で、そもそも教育課程編成の主体は各学校と教師である点を確認しながら、各地域や学校の裁量を拡大することが重要です」（5月22日「提言」）としています。

教育課程の編成権は一つひとつの学校にあります。すでに多くの学校と教職員は、学校再開にあたり各学校と子どもたちの実態に応じた教育課程をつくり、教育活動をすすめています。そこに、教科書の取扱いについての資料や「考え方」を押しつけることは、学校のとりくみを混乱させるものです。今必要なのは、学習指導要領にしばられ、一律に「学習活動の重点化」を押しつけるのではなく、子どもたちの実態を踏まえ、その成長・発達を保障するために柔軟に対応することです。例えば、今年度から本格実施される小学校英語の教科化など、改訂学習指導要領により新たに加えられた内容の見送りや弾力的な対応などを可能とすることが求められます。また、国や文科省は、大胆な財政措置をとり、20人以下での授業が可能な教職員増など子どもたちの実態に応じた豊かな教育を実施することができる条件整備こそおこなうべきです。

全教は、新型コロナウイルス感染から子どもたちと教育を守るために、抜本的に教育予算を増やし、20人以下学級を展望した少人数学級の実現等の条件整備すすめるために、父母・保護者、地域のみなさんとともにとりくむ決意です。

以上